

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和3年8月2日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000837号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100057号

第1 結論

1 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成23年2月1日から平成22年11月16日に訂正し、同年11月から平成23年1月までの標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

平成22年11月16日から平成23年2月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

2 請求者のA社における平成23年2月1日から同年6月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。同年2月から同年5月までの標準報酬月額を22万円から26万円とする。

平成23年2月から同年5月までの訂正後の標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和53年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成22年11月16日から平成23年2月1日まで
② 平成23年2月1日から同年6月1日まで

A社に勤務したが、社会保険の加入については、業績が悪いため国民年金扱いにしてほしいと言われた。後から厚生年金保険に訂正すると聞かされていたが、請求期間①の厚生年金保険の記録がない。また、請求期間②に係る標準報酬月額は、実際に支給されていた給料より低く記録されている。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、A社から提出された源泉徴収簿兼賃金台帳(以下「賃金台帳」という。)及び派遣元管理台帳並びに請求者から提出された給与明細書(以下「給与明細書」という。)及びタイムシートにより、請求者は、請求期間①において、同社に勤務し、事業主により給与が支払われていたことが確認できる。また、日本年金機構は、継続的な使用関係が認められる場合は、採用当初から被保険者として扱う旨回答しており、事業主は、請求者が従事する業務に

については、雇用契約期間の満了日について定めていなかった旨陳述していることから、請求者は、平成 22 年 11 月 16 日から厚生年金保険の被保険者資格があったと認められる。

一方、賃金台帳及び給与明細書によると、請求者は、請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

以上のことから、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は平成 22 年 11 月 16 日であると認められ、請求期間①に係る標準報酬月額については、上記賃金台帳及び給与明細書並びに日本年金機構の回答から 26 万円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の厚生年金保険被保険者期間については、保険料を徴収する権利が既に時効により消滅していることから、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

2 請求期間②について、オンライン記録によると、請求者の標準報酬月額は 22 万円と記録されているが、賃金台帳及び給与明細書によると、当該標準報酬月額よりも高い報酬が事業主より支払われていることが確認できるところ、日本年金機構は、事業主から届出されるべき請求者の資格取得時に係る報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）に基づく標準報酬月額は 26 万円が妥当である旨回答している。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、本来の報酬月額に基づく標準報酬月額又は事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

以上のことから、賃金台帳及び給与明細書により請求期間②に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（22 万円）は、オンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額（22 万円）と同額であることから厚生年金特例法による標準報酬月額の訂正は認められないものの、賃金台帳及び給与明細書並びに日本年金機構の回答により判断できる本来の報酬月額（26 万円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（22 万円）を超えていることから、請求期間②の標準報酬月額は 26 万円とすることが妥当である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）については、保険料を徴収する権利が既に時効により消滅していることから、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000830号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100056号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和52年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成10年3月1日から同年4月1日まで

A事業所に勤務していた期間のうち、請求期間に係る厚生年金保険の加入記録がない。同事業所の給与支給明細書を提出するので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、平成10年3月1日から引き続き、A事業所に勤務していたと主張しているところ、請求者の同事業所に係る雇用保険の被保険者資格取得年月日及び同事業所の元事業主から提出された請求者に係る役職員住所録における採用年月日は、いずれも平成10年4月1日となっており、オンライン記録により確認できる請求者の同事業所における厚生年金保険被保険者の資格取得年月日と一致していることが確認できる。

また、A事業所の元経理部長は、4月入社の新卒採用者においては、入社前の研修を兼ねてアルバイトとして勤務してもらっていた旨回答している上、オンライン記録により、請求者と同様、平成10年4月1日に同事業所で厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚9人に照会を行い、回答のあった者の一人は、正式な採用年月日は平成10年4月1日であったが、その前に研修期間として、アルバイト勤務をしていた旨陳述しているものの、請求者が自身の氏名は伏せて照会してほしいとしていることから、請求者の請求期間に係る勤務について、具体的に確認することができない。

さらに、請求者から提出された「10年3月度給与支給明細書」において、i)「普通残業手当」、「地域給」等(以下、併せて「諸手当」という。)の支給及び社会保険料の控除が確認できるところ、A事業所の元経理部長は、入社前の研修を兼ねてアルバイトとして勤務してもらっていた期間には、諸手当の支給はなく、社会保険料も控除していない旨回答しており、上記同僚から提出された平成10年3月分の給料支払明細書は、請求者から提出された「10年3月度

給与支給明細書」とは書式が異なっている上、諸手当の支給はなく、厚生年金保険料も控除されていないことが確認できること、ii) A事業所の元経理部長は、給与支給日については毎月20日が支給日であり、当該日が土日祝日の場合は前倒しで支給していた旨回答しているところ、請求者から提出された複数の給与支給明細書では、「10年3月度給与支給明細書」以外の給与支給明細書は、全て元経理部長の回答どおりの支給日となっていることが確認できるが、「10年3月度給与支給明細書」の支給年月日は「10-03-19」と記載されており、平成10年3月19日は木曜日であり、翌日は平日の金曜日であることから、元経理部長の回答と相違していること、iii) 請求者から提出された「10年3月度給与支給明細書」と10年4月度から同年11月度までの期間に係る給与支給明細書を比較すると、10年4月度から同年6月度までの期間に係る給与支給明細書とは支給項目が一部異なっており、その後の同年7月度から同年11月度までの期間に係る給与支給明細書と支給項目が一致していることが確認できることなど不自然と思われる点が散見される。

加えて、A事業所の元事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除を行ったか否かについては、資料が残っていないため不明と回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。